

決議を可決しました

※決議は、議会が行う事実上の意思形成行為で、議会の意思を対外的に表明するものです。

ロシアによるウクライナ侵攻を非難する決議（要約）



去る2月24日、国際社会の度重なる警告を無視し、ロシアはウクライナへ軍事侵攻を開始した。主権と領土を武力により一方的に侵害するこの暴挙は、国連憲章が禁止する違法な武力行使であり、明白な国際法違反である。

また、プーチン大統領は核兵器の使用を示唆しており、断じて容認できない。

よって、非核平和都市を宣言する尾道市議会は、一連のロシアによる軍事的暴挙に対し抗議と非難の意を強く表明し、国際法の遵守と即時の攻撃停止、無条件での完全撤退を強く求める。

以上 決議する。

令和4年3月8日

尾道市議会

意見書

※意見書とは、市の公益に関することについて、議会としての意思を意見としてまとめた文書で、国会や関係行政庁に提出します。
2月定例会では下記の意見書を可決し、関係機関に提出しました。

地方消費者行政の一層の強化と国の財政支援の継続を求める意見書（要約）



本議会は、地方消費者行政の一層の強化と国の財政支援の継続を求め、以下の施策が実施されるよう要望する。

- 1 地方消費者行政に係る交付金の予算を十分確保するとともに、令和4年度以降の新規事業も交付金の適用対象に含めること。
- 2 消費者行政において全国的な水準を確保する必要があるものは、その一定部分を国が恒久的に財政負担する仕組みにすること。
- 3 国は地方自治体の消費者行政担当職員・相談員の資質向上のための研修制度を強化するなど、地方消費者行政職員・相談員の充実と資質向上に向けた施策を講じること。
- 4 消費生活相談員の雇用形態や処遇の改善に取り組むこと。